適用区域

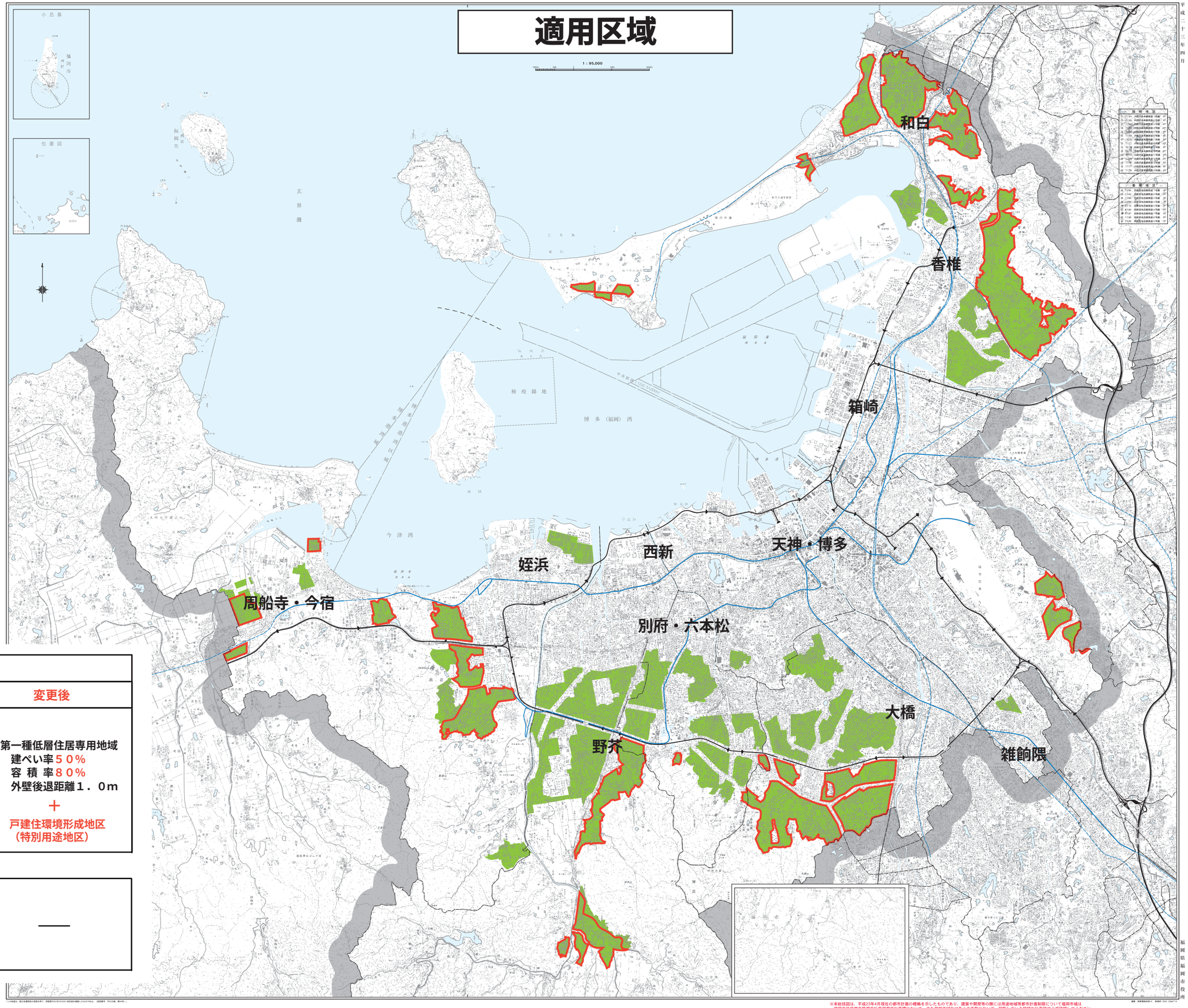

凡　例		
	変更前	変更後
変更箇所	第一種低層住居専用地域 建ぺい率４０％ 容 積 率６０％ 外壁後退距離１．０ｍ	第一種低層住居専用地域 建ぺい率５０％ 容 積 率８０％ 外壁後退距離１．０ｍ ＋ 戸建住環境形成地区 （特別用途地区）

＜ 参　考 ＞

	第一種低層住居専用地域 建ぺい率５０％ 容 積 率８０％ 一部の地域において、 外壁後退距離１．０ｍ	――

※本総括図は、平成23年4月現在の都市計画の概略を示したものであり、建築や開発等の際には用途地域等都市計画制限について福岡市域は福岡市住宅都市局都市計画課都市計画課において、また福岡市域外は各々の市町において、縦覧している詳細な計画図で必ず確認してください。

平成二十三年四月

福岡県福岡市役所